

四日市市告示第 2 3 0 号

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱（平成 2 5 年四日市市告示第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（要保護児童対策調整機関） 第 1 0 条 市長は、法第 2 5 条の 2 第 4 項の規定により、要保護児童対策調整機関として、こども未来部<u>こども家庭センター</u>を指定する。 （庶務） 第 1 1 条 ネットワーク会議の庶務にあたってはこども未来部<u>こども家庭センター</u>及び市民生活部男女共同参画課男女共同参画センターが相互に協力し、情報の提供、協議等に関しては真摯に対応するものとする。	（要保護児童対策調整機関） 第 1 0 条 市長は、法第 2 5 条の 2 第 4 項の規定により、要保護児童対策調整機関として、こども未来部<u>こども家庭課</u>を指定する。 （庶務） 第 1 1 条 ネットワーク会議の庶務にあたってはこども未来部<u>こども家庭課</u>及び市民生活部男女共同参画課男女共同参画センターが相互に協力し、情報の提供、協議等に関しては真摯に対応するものとする。

改正後	
別表第 2（第 3 条、第 5 条、第 7 条関係）	
関係機関等の種別	推進委員を構成する関係機関等の名称
（略）	（略）
保健・医療機関	（略）
	<u>削除</u>
（略）	（略）

改正前	
別表第 2（第 3 条、第 5 条、第 7 条関係）	
関係機関等の種別	委員を構成する関係機関等の名称
（略）	（略）
保健・医療機関	（略）
	<u>四日市医師会</u>
（略）	（略）

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（こども未来部こども家庭課）